

別表

		最 重 点 推 進 事 項
取 り 組 み の 基 本		高 齢 者 の 交 通 事 故 防 止
実 施 項	運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢歩行者・自転車利用者に対しては、徐行する等思いやりのある運転を心がける。特に、高齢者の道路横断中の事故が多発している実態を認識する。 ○ 高齢運転者の車に対しては、高齢者の特性に配慮した運転をする。 ○ 高齢運転者は、高齢運転者標識を表示する。 ○ 高齢運転者は、自己の身体機能の変化を自覚し、運転適応能力に応じたゆとりのある運転を心がけるとともに、運転適性診断を積極的に受けるようにする。
	家 庭 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢歩行者が、道路横断中に事故に遭うケースが多いことから、近くに信号のある交差点、横断歩道がある場合には必ずそれを利用し、道路を横断する際は、左右の安全を確かめ、更に道路中央付近でもう一度左方の安全を確かめるように声をかける。 ○ 夜間や夕暮れ時の外出には、明るい色の服装を着用したり反射材用品を身につけたりして、運転者から見えやすくする。 ○ 歩行中や自転車乗車中の高齢者の死亡事故は、自宅周辺で多く発生している実態を認識させ、通り慣れた道でも更に気を付けるように家族が注意する。
	地 域 ・ 職 場 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全団体等が中心となり、参加・体験・実践型等の交通安全教室を開催し、心身機能の変化を認識させるとともに、高齢者の交通安全意識を高める。 ○ 高齢者に対する街頭での思いやりのある、保護・誘導活動を積極的に推進する。
	関 係 機 関 ・ 団 体 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種広報媒体を活用し、交通安全啓発活動を積極的に推進する。 ○ 参加・体験型の交通安全教室等を実施することにより、交通安全意識の高揚を図る。

重 点 推 進 事 項	
<p>子どもの交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの歩行者・自転車利用者に対しては、徐行する等事故防止に向けた思いやりのある運転を心がける。 ○ 学校や公園など、子どもがよく利用する建物や施設の周辺を通行する場合は細心の注意を払う。 	<p>全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト着用の必要性和効果を認識し、自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者に、正しい着用をさせる。 ○ 乳幼児を同乗させる場合には、後部座席で体格にあったチャイルドシートを正しく着用させ、その習慣づけを図る。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大人自身が、交通ルールやマナーを実践し、子どもの手本となる。 ○ 子どもと一緒に家の近所や通学路等を歩くなど、危険な場所の確認や交通事故に遭わないための指導を行う。 ○ 家族で交通ルールやマナーについて話し合い、子どもに規範意識や他人への思いやりの心を養わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト・チャイルドシート着用の必要性和効果について家族で話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図る。 ○ 自動車に乗ったら、まず、自らがシートベルトを着用する。 ○ 自動車で出かける家族には、シートベルトやチャイルドシートを正しく着用をさせ、安全運転のひと声をかける。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども会や交通安全団体等が中心となり交通安全教室を開催し、幼児期から交通ルールや交通マナーを涵養する。 ○ 子どもに対する街頭での保護・誘導活動を積極的に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト、チャイルドシートの必要性や正しい着用方法が理解されるよう、地域ぐるみ、職場ぐるみで取り組み、全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用率の向上を図る。 ○ 出勤、退社時にシートベルトの着用状況を確認するなど、職場内における着用の徹底について意識を高める。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの交通事故原因・行動特性等を踏まえ、交通環境、安全施設の点検・整備に努める。 ○ 運転者に対する子どもへの「思いやり運転」の指導・啓発活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビデオ等の教材を活用することにより、シートベルト・チャイルドシートの着用の必要性和効果について説明し、着用意識の高揚を図るとともに、正しい着用を指導する。 ○ 全ての座席の利用者に対するシートベルト・チャイルドシートの着用の啓発・広報活動を行う。

		重 点 推 進 事 項	
		飲 酒 運 転 の 根 絶	自 転 車 利 用 者 の マ ナ ー の 向 上
実 施 事 項	運 転 者 は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性を自覚して飲酒運転を絶対にしない。 ○ 飲酒が予想される外出には、公共交通機関等を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も車両であることを認識し、信号無視や一時停止違反等の交通ルールを無視した危険な運転をしない。 ○ 無灯火運転・二人乗り、傘さし運転は、絶対にしない。 ○ 歩道を走行するときは、歩行者の通行を妨げないようにする。 ○ 自転車の整備・点検の励行を心がける。 ○ 自転車は、決められた場所に駐輪し、迷惑駐輪をしない。
	家 庭 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の危険性等について、家庭内でよく話し合い、お互いに注意する。 ○ 飲酒の翌日、飲酒運転にならないように家族で注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も交通事故の加害者になりうることや交通事故の悲惨さ・責任の重大さなどについて家族で話し合う。 ○ 自転車の事故防止について話し合い、自転車マナーの向上を図る。 ○ 家族で自転車の整備・点検を励行し、反射材の着用を徹底する。 ○ 13歳未満の子どもを乗車させるときは、ヘルメットを着用させる。
	地 域 ・ 職 場 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみ、職場ぐるみで飲酒運転を許さない風土・環境づくりを推進する。 ○ 「飲酒運転は、凶悪な犯罪である」との認識を運転者と酒類提供者の双方が共有して、ハンドルキーパー運動の推進など、飲酒運転追放の気運を高める。 ○ 飲酒運転し(四)ない運動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校では、児童・生徒に自転車の正しい利用方法について指導する。 ○ 自転車も車両であることを認識させて、徹底した道路交通法の遵守と反射材用品の活用を図る。
	関 係 機 関 ・ 団 体 で は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教室や各種講習会等において、飲酒運転の危険性、反社会性を強調し、運転者自身が「飲んだら絶対に運転しない」という気運を高める。 ○ 「飲酒運転は、悪質、凶悪な犯罪である」ということを、全ての県民が共有できるように、あらゆる広報媒体を活用し広報・啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭活動等の機会に、自転車利用者に対する交通安全指導や反射材の取り付けを行い自転車事故の防止に努める。 ○ 「自転車安全利用5則」による正しい自転車の利用方法について、広報・啓発を行う。

重 点 推 進 事 項	
運転中の携帯電話等の使用禁止 (自転車を含む)	暴 走 族 等 の 根 絶
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中は携帯電話等を使用しない。 ○ 緊急な用件のある場合は、車を安全な場所に停めてから使用する。 ○ 携帯電話のドライブモードを活用する。 ○ 運転中の携帯電話使用等の危険性・迷惑性を認識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走行為及び暴走行為をあおる行為は絶対にしない。 ○ 暴走族が暴走行為をするために集合していること、暴走行為が行われていること又は暴走行為に使用されるおそれのある自動車等が隠匿されていることを知ったときは、速やかにその旨を警察に通報する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中に携帯電話等を使用しないように、お互いに注意し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭で暴走行為の危険性や迷惑性、反社会性等について話し合う。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員等に、運転中は携帯電話を使用しないように徹底する。 ○ 職場等で、運転中に携帯電話をしない環境作りを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴走族が暴走行為をするために集合していること、暴走行為が行われていること又は暴走行為に使用されるおそれのある自動車等が隠匿されていることを知ったときは、速やかにその旨を警察に通報するようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転中の携帯電話使用等の危険性・迷惑性を強く訴える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車部品の販売業者等は、暴走族等に対して暴走行為を助長する部品の販売を行わないようにするなど、暴走行為の阻止に努める。 ○ 公園、駐車場、道路管理者等は、暴走行為のあおり行為及び暴走族の見物等を行わせないようにするために、必要な措置を講ずる。